

一般財団法人福井県剣道連盟
各 地 区 剣 道 連 盟 会 長 様
団 体 長 様

一般財団法人福井県剣道連盟
会 長 片 山 外 一

「剣道段位審査研修会」の開催について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、みだし研修会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

申し込みにつきましては、福井県剣道連盟のホームページから個々に参加申し込みになりますので、会員等への周知をお願い申し上げます。

記

- 1 開催日時
令和8年10月4日（日）13時30分開会（受付13時より）
- 2 開催場所
福井県立武道館 剣道大道場
・福井市三ツ屋町8-1-1
・電話 0776-26-9400
- 3 講師
県内剣道教士八段の先生方
- 4 対象
剣道四段以上（今秋の昇段審査受験予定者以外でも参加可能）
※ 称号受審資格の認定講習会を兼ねます。（別紙1参照）
- 5 携行品
剣道具、竹刀、木刀
- 5 日程（案）

13:00	受付
13:30	開会
13:45	審査研修（形立会、模擬立会等）
16:00	指導稽古
16:30	閉会
- 6 申込み
福井県剣道連盟のホームページから個々に参加お申し込みください。
締切は9月28日（月）とします。

申込方法は次のとおりです。

【手順】

1. 福井県剣道連盟のホームページの申込フォームを開きます。

- ・ URL : <https://tinyurl.com/2fxr35hz>
- ・ QR コード : 右の QR コードからも開くことができます。



※ ホームページから申込ができない方の対応について

ホームページから申込ができない方の対応につきましては、各地区事務局にて、代行して、ホームページの申込フォームからのご登録をお願いします。
ホームページからの申込に関して不明な点がある場合は事務局までご連絡ください。

福井県剣道連盟事務局（担当：岡田恵子）

- ・ メールアドレス : fkikendo@herb.ocn.ne.jp
- ・ 電話・FAX : 0776-28-6616

別紙 1

剣道・居合道・杖道 称号受審要項

1 称号受審資格

(1) 錬士受審 資格

- ① 六段受有者で、六段受有後、1年を経過し、福井県剣道連盟の選考を経て福井県剣道連盟会長から推薦された者。

※ 修行年限にかかわる受審資格は取得日ではなく取得月で計算する。

例) 令和2年5月15日に六段を取得した場合、令和3年5月3日の称号審査は1年を経過していないが六段取得月と同月のため受審可能。

- ② 五段受有後10年以上を経過し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条第2項による特例）。

※ 福井県剣道連盟会長は、申込者が規則第10条の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお、規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選することとする。

※ 年齢基準は審査当日とする。

- ③ ①もしくは②の条件を満たし、全剣連称号審査の開催日より1年以内の県剣連主催または全剣連主催の講習会を1回以上受講している者。

(2) 教士受審 資格

- ① 錬士七段受有者で、七段受有後、2年を経過し、福井県剣道連盟の選考を経て福井県剣道連盟会長から推薦された者。

※ 修行年限にかかわる受審資格は取得日ではなく取得月で計算する。

例) 令和2年5月15日に七段を取得した場合、令和4年5月3日の称号審査は2年を経過していないが七段取得月と同月のため受審可能。

- ② ①の条件を満たし、全剣連称号審査の開催日より2年以内の県剣連主催または全剣連主催の講習会を2回以上受講している者。

※ 講習会受講回数に関する注意点（錬士・教士共に）

- ・全日本剣道連盟が主催する講習会（後援講習会等）も回数に含む。
- ・社会体育指導員中級認定を受けた者は、剣道錬士受審のための講習会を受講したものとみなす。申請時に認定書の写しを添付すること。
- ・社会体育指導員上級認定を受けた者は、剣道教士受審のための講習会を受講したものとみなす。申請時に認定書の写しを添付すること。
- ・受審申込の際には、講習会受講履歴を必ず記入する。受講履歴が確認できない場合は、称号審査会の受審推薦できない。

附 則 この要項は令和3年4月1日から施行する

附 則 この要項は令和5年4月1日から施行する（改訂 令和3年5月31日）